

西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会（報告）

1 一部改正の趣旨

令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、全てのこどもの権利保障や成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく、健やかな成長を保障することが掲げられている。

※西東京市第3次総合計画、西東京市公共施設等総合管理計画

2 西東京市の保育園の現状

西東京市では、平成30年10月に「西東京市子ども条例」を施行し、西東京市全体で子どもの育ちを支え、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えることを掲げている。

令和2年3月には「西東京市保育の質のガイドライン」を策定し、西東京市全体での保育の質の維持・向上に取組み、「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」を進めている。

西東京市では、待機児童対策として認可保育所や地域型保育事業所の新規開設等により保育定員の適正化を図ったことで、待機児童は減少している。

また、0歳一時保育の受入れ等、地域の子育て支援策の充実を図ってきている。

3 西東京市の保育園の課題

- ・子育てをめぐる課題は、共働き世帯の増加による保育ニーズの急増、コロナ禍の影響による地域交流の減少、在宅子育て家庭の孤立、ひとり親家庭や外国人家庭、養育困難や貧困などの生活課題を抱える家庭の増加など、多様化している。
- ・限られた財源のもと、また保育士不足が深刻になる中で、求められる保育の量と質を確保し、これらの多様な子育て支援ニーズに対応していく必要がある。

4 公設公営保育園に期待される役割

- (1) 西東京市の直営保育園として、蓄積された人材やその経験・技術を活かして、質を確保した保育を実施する役割
⇒在園する子どもと家庭の支援
- (2) 児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割
⇒在園する子どもと家庭も含めた、地域の子ども・子育て家庭の支援
- (3) 保育の質を高める機関としての役割
⇒地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援

5 公設公営保育園の具体的イメージ

ア 在園する子どもと家庭の支援

- ・医療的ケア等により、特別な支援が必要な子どもの適切な受入れを行う。
- ・培った援助技術を民営保育施設とも共有し、公設公営保育園で預かるだけでなく、子どもの育ちを見据えた保育を実施する。
- ・公設公営保育園の弾力化を解消し、保育需要のバランスを整え、余力の人材で児童福祉の課題に対応する。

イ 地域の子ども・家庭支援

【今後追加で求められる事業】

就学前における子どもやその家庭の地域社会からの孤立を予防するとともに、孤立のおそれのある子どもや家庭を把握し支援するため、相談支援につなげる制度を構築する。（西東京市こども家庭センターとの連携を含む。）

ウ 地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援

基幹型保育園を中学校通学区域に1か所程度配置し、地域の保育施設間のネットワーク構築・強化および支援を行う。

6 今後の公設公営保育園の方向性について

(1) 人材の確保

高度な保育ニーズへの対応を公設公営保育園の民設民営化によって生まれた人材で補強し、経験豊かな人材の育成を行う。

(2) 体制・区域

身近さを生かした相談や足を運びやすい体制づくりを行う。

(3) 情報発信・情報提供

施設の知名度を高め、能動的な情報発信・情報提供を行う。

(4) 子育て世帯とつながる工夫

地域子育て支援センターが受動的から能動的に子育て世帯に繋がる工夫をする。

(5) 継続的なつながりの構築・維持

疾病などで外出が困難な家庭、対面での相談に抵抗感があるなどの理由で支援につながらない家庭については、早期かつ継続的な関係性を構築する。

(6) 行政や関係機関との連携

複合的な課題を抱える家庭に対する部局横断的な支援体制と情報共有によって、支援を必要とするこどもや家庭を把握する。